

## 茨木市省エネ・省CO<sub>2</sub>設備導入事業補助要綱

### (目的)

第1 この要綱は、省エネルギー改修等を実施する本市域内で活動する事業者に対し、市が補助金を交付することにより省エネルギー設備及び新エネルギー利用設備の普及並びに二酸化炭素排出量の削減を促進し、もって市域の低炭素化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に該当する会社をいう。
- (2) 大企業 中小企業基本法第2条第1項各号に該当する事業者以外の会社をいう。
- (3) エネルギー エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第2条第1項に定めるものをいう。
- (4) 省エネルギー設備 エネルギーを使用する設備のうち、その使用を高効率で合理化した設備のほか、窓の二重化、床・壁・天井・屋根の断熱化（遮熱フィルムの施工及び遮熱塗料の塗布を含む。）等により設置された設備であつて、二酸化炭素排出量の削減効果が把握できるものをいう。
- (5) 遮熱フィルム 太陽の光及び熱の一部を遮断し屋内への熱侵入を抑制するフィルムで、自社以外の断熱効果等評価機関（次号において「第三者機関」という。）から断熱効果等の認定を受けているものをいう。
- (6) 遮熱塗料 ガラス、樹脂等による断熱層により熱伝導を抑制する塗料又は太陽の光若しくは熱の一部を強く反射させ、屋内への熱侵入を抑制する塗料で、第三者機関から断熱効果等の認定を受けているものをいう。
- (7) 新エネルギー利用設備 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令（平成9年政令第208号）第1条各号に掲げるものに係る設備をいう。
- (8) 太陽光発電システム 新エネルギー利用設備のうち、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令第1条第10号に掲げるものに係る太陽光を利用して発電を行うシステムで、電力会社と逆潮流のある系統連系をしているものをいう。
- (9) 省エネルギー改修等 既存設備の省エネルギー設備への改修及び新エネルギー利用設備の設置をいう。

### (補助対象事業者)

第3 補助対象事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市域内において事業所を有する中小企業者であること。
- (2) 国、地方公共団体、公団又は独立行政法人等の公的法人が出資していないこと。
- (3) 大企業が発行済株式の総数、出資口数の総数若しくは出資価額の総額の2分の

1以上を単独で所有し、又は出資していないこと。

(4) 政治又は宗教的活動を目的としていないこと。

(5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体をいう。以下この号において同じ。）若しくはその統制下にある事業者又は暴力団の構成員の統制下にある事業者でないこと。

(6) 省エネルギー改修等実施時において、納付すべき納期限の到来した市税を完納していること。

(7) 過去5年以内にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。

（補助対象事業）

第4 補助対象事業は、補助対象事業者が実施する省エネルギー改修等で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 本市域内で実施するものであること。

(2) 申請時において、工事等が未着手であり、かつ、申請のあった日の属する年度の3月15日までに工事が完了すること。

(3) 関係法令等に違反するものでないこと。

(4) 既存設備の省エネルギー設備への改修にあつては二酸化炭素排出量の削減効果が第5に規定する補助対象経費（第4及び第6において「補助対象経費」という。）1,000,000円当たり年間2トン以上、新エネルギー利用設備の設置にあつては二酸化炭素排出量の削減効果が補助対象経費1,000,000円当たり年間1トン以上見込まれること。

(5) 当該省エネルギー改修等による改修後の省エネルギー設備又は設置後の新エネルギー利用設備について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定められる期間（第17第2項において「法定耐用年数」という。）が5年以上であること又はメーカー若しくは販売店の5年以上の保証が付されていること。

(6) 補助対象経費が、500,000円以上であること。

(7) 当該事業を実施する施設において、過去5年以内にこの要綱による補助を受けていないこと。

（補助対象経費）

第5 補助対象経費は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。ただし、消費税額及び地方消費税額を除く。

(1) 設計費

(2) 本工事費

(3) 付帯工事費

(4) 機械器具費

(5) 測量費及び試験費

2 前項の規定にかかわらず、他の国庫補助や国費を財源とする補助金、寄附金その他の収入がある場合は、当該収入の額を補助対象経費から除くものとする。

（補助金額）

第6 補助金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（太陽光発電

システムの設置とその他の省エネルギー改修等を併せて実施する場合にあっては、当該額の合計額)とし、3,000,000円を限度とする。

- (1) 太陽光発電システムの設置 対象システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力のキロワット表示の値(その値に小数点以下2けた未満の端数があるときはこれを四捨五入した値)に12,500円を乗じて得た額
  - (2) その他の省エネルギー改修等 補助対象経費の合計額の3分の1の額
- 2 前項の補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7 補助金の交付を受けようとする者は、茨木市省エネ・省CO<sub>2</sub>設備導入事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 改修予定箇所の現況図及びカラー写真
- (3) 既存設備のカタログ又はその内容が分かる書類
- (4) 導入予定設備のカタログ又はその内容が分かる書類
- (5) 収支予算書(様式第3号)
- (6) 見積書の写し(補助対象事業に要する経費が消費税額及び地方消費税額を除いて5,000,000円を超える場合は2者以上の見積書の写し)
- (7) 企業概要書(様式第4号)
- (8) 法人の登記事項証明書(申請日前3月以内に取得したもの)
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 申請は、前項の申請書を直接持参する方法により行い、先着順に受け付けるものとする。

3 受け付けた申請に係る補助金の合計額が予算の範囲を超えると認められるときは、新たな申請を受け付けないものとする。

(補助金の交付決定)

第8 市長は、第7の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金の交付を決定し、申請者に対し茨木市省エネ・省CO<sub>2</sub>設備導入事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により通知する。

(変更の届出)

第9 補助金の交付を申請した者は、補助金の交付決定通知後において、当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第7に準じて茨木市省エネ・省CO<sub>2</sub>設備導入事業補助金交付変更承認申請書(様式第6号)を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があったときは、市長は第8に準じて決定の内容を変更し、茨木市省エネ・省CO<sub>2</sub>設備導入事業補助金変更承認通知書(様式第7号)により申請者に通知する。

(実績報告)

第10 補助金の交付の決定を受けた者は、事業終了後、茨木市省エネ・省CO<sub>2</sub>設備導入事業補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（様式第9号）
- (2) 工事契約書の写し
- (3) 改修内容を示すカラー写真
- (4) 竣工検査報告書
- (5) 収支決算書（様式第10号）
- (6) 領収証書の写し
- (7) 市税完納証明書（様式第11号）（実績報告書の提出前の直近のもの）
- (8) その他市長が必要と認める書類  
（補助金額の確定等）

第11 市長は、第10の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは交付すべき補助金額を確定し、茨木市省エネ・省CO<sub>2</sub>設備導入事業補助金確定通知書（様式第12号）により報告書を提出した者に通知する。  
（補助金の交付請求）

第12 第11の補助金確定通知書を受けた者は、茨木市省エネ・省CO<sub>2</sub>設備導入事業補助金交付請求書（様式第13号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。  
（補助金の交付）

第13 市長は、第12の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。  
（立入検査）

第14 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の事業所又は事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。  
（帳簿等の整備）

第15 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかななければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。  
（書類の保存）

第16 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。  
（管理及び処分の制限）

第17 補助金の交付を受けた者は、当該事業により取得した財産の適正な管理に努めなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、当該事業により取得した財産を市長の承認を受けな  
いで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、廃棄  
し、又は担保に供してはならない。ただし、法定耐用年数又はメーカー若しくは販  
売店の保証が付されている期間を経過したときは、この限りでない。

(補助の取消し等)

第18 市長は、補助金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該  
当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還  
させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込  
みがないとき。

(4) その他市長が不相当と認めたとき。

(協力)

第19 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて次に掲げる事項につい  
て協力を求めることができる。

(1) 省エネルギー改修等の事例紹介

(2) 市の地球温暖化防止に関する取組への参加

(3) その他市長が必要と認める事項

(市長の指示)

第20 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成24年8月1日から実施する。

(茨木市地球温暖化防止設備導入事業補助要綱の廃止)

2 茨木市地球温暖化防止設備導入事業補助要綱(平成22年4月26日実施)は、廃止  
する。

(茨木市地球温暖化防止設備導入事業補助要綱の廃止に伴う経過措置)

3 前条の規定による廃止前の茨木市地球温暖化防止設備導入事業補助要綱第13の規  
定により交付された補助金に係る同要綱第14から第19までに規定する立入検査、帳  
簿等の整備、書類の保存、管理及び処分の制限、補助の取消し等及び協力について  
は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の茨木市省エネ・省CO<sub>2</sub>設備導入事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の茨木市省エネ・省CO<sub>2</sub>設備導入事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の茨木市省エネ・省CO<sub>2</sub>設備導入事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の茨木市省エネ・省CO<sub>2</sub>設備導入事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市省エネ・省CO<sub>2</sub>設備導入事業補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市省エネ・省CO<sub>2</sub>設備導入事業補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。